県内大学による県内定着促進助成事業　募集要領

第１　趣旨

県内大学による県内定着促進助成事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第２に規定する助成の対象要件及び助成額は、この要領の定めるところによる。併せて、この要領は、助成事業の募集に関し、必要な事項を定める。

第２　募集する助成の対象及び対象事業の内容

　１　助成の対象

　　ア　原則として、大学１～２年生、短大１年生、高専４年生、大学院修士１年を対象とし、参加者の過半数が対象学年の学生となるよう募集に努めること。なお、募集の結果、対象学年の学生が過半数に満たなかった場合には、その他の学年が参加することも可能とする。

　　イ　原則として県内に本社を置く企業を対象事業所とするが、県内に支店等の事業所を持ち、県外に本社を置く企業が参加することも可能とする。

２　対象事業の内容

ア　キャリア教育として行う就業体験を伴うプログラム

就職・採用活動を目的とせず、大学等が企画し、学生を教育する観点から県内企業等を理解することを目的に行う就業体験を伴うプログラム

イ　県内企業ガイダンス等

大学等が企画・開催する県内企業等による企業ガイダンス等

ウ　キャリア教育講義等

大学等が県内企業の社員等を招いて実施するキャリア教育講義等（単位の取得を伴うものを含む）

エ　交流会・ワークショップ等

大学等が開催し、学生に県内企業等で働く社会人と気軽に対話できる場を提供する交流会・ワークショップ等

オ　県内企業の見学・バスツアー等

大学等が企画し、県内企業の協力を得て実施する県内企業の見学、バスツアー等

第３　助成額及び助成対象経費等

１　助成額

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業 | 助成上限額 |
| ア　キャリア教育として行う就業体験を伴うプログラム | 200千円 |
| イ　県内企業ガイダンス等 | 150千円 |
| ウ　キャリア教育講義等 | 150千円 |
| エ　交流会・ワークショップ等 | 150千円 |
| オ　県内企業の見学・バスツアー等 | 300千円 |

※ア～オのうち、複数の事業に取り組む場合の助成金額の上限は、各事業の上限額を限

度として、合計額の上限額は500千円とする。

※ア～オのうち、同じ事業を日を別にして複数回実施する場合（学年別、授業期間（前

期授業期間・後期授業期間）別等）は、それぞれ１回につき、各対象事業ごとの助成

上限額内で助成する（例：イ 県内企業ガイダンス等を前期及び後期授業期間で１回ず

つ実施する場合は150千円×２回を上限として助成する。）。

２　助成対象経費（備品購入費、人件費、飲食費は対象外）

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 対象経費例 |
| 旅費（実費）※１ | ・教職員が県内企業等との調整等の際に必要な旅費・学生が県内企業等を訪問する際に必要な旅費（バス借上料、電車賃等） |
| 宿泊費※２ | ・ワークショップの際に発生する学生の宿泊代 |
| 資料作成費 | ・学生等に配布する資料等（企業紹介用冊子、ＰＲ用資料等）の作成費 |
| 謝金 | ・県内企業等への謝金・外部講師への謝金 |
| 会場設営費 | ・企業ブースの設営費 |
| 消耗品費 | ・印刷・郵送費・マスク、フェイスシールド、消毒液等の新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品等 |
| その他 | ・ウェブ会議システムの使用料・その他、事業実施に必要な経費として、コンソーシアムが認めるもの |

※１・・・学生への旅費の支払いのみを支出計上する事業は助成対象外とする。

対象となる例：「学生への旅費」と「企業への謝金」との組み合わせ

対象とならない例：「バス借上料」のみ

※２・・・宿泊費は学生一人当たりの上限額を１泊5,000円とする。

３　助成件数

　　　３件以上を予定（予算の範囲内で採択）

　４　事業実施期間

　　　決定日から令和７年２月28日（金）まで

　　　（上記期間内に事業に係る支出の全てを完了すること。）

第４　募集締切日

　　　令和６年８月23日（金）（午後５時必着）

第５　申請書類及び申請書の提出先

　１　申請書類

申請については、要綱で定める所定の申請書様式とする。

　２　申請書の提出先

　　　電子ファイルにより、コンソーシアム事務局メールアドレス（「第９　問合せ先」記載のとおり）まで提出すること。

第６　審査及び交付の決定

１　コンソーシアムは、第５により申請を受け付けた後、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるものについて、助成金の交付を決定する。

２　必要に応じ、申請者へヒアリングを行う場合がある。

３　コンソーシアムは、交付を決定したときは、要項を定めるところにより、当該申請者に対し速やかに交付の決定を通知する。

第７　概算払

コンソーシアムは、助成対象事業を実施するに当たり必要があると認めるときは、概算払を承認する。概算払を申請する場合は、要綱の様式第１号（交付申請書）「２　概算払の承認申請」欄を記載すること。

第８　注意事項

　１　応募に当たっては、要綱の基準を遵守すること。

２　保険の加入

課外活動においては、各大学等において、適切な保険に加入するなど必要な処置を講じること。

３　書類の整備等

事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後５年間保存すること。

４　情報発信

情報発信する際は本事業の助成を受けたことを必ず明らかにしたうえで発信すること。

※事業の実施状況を新聞・テレビ・各大学等の広報などで積極的に情報発信すること。

※助成事業で作成する印刷物等には、本事業の助成を受けたことを明示すること。

第９　問合せ先

　　　公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム事務局

　　　住所：〒420－0839　静岡市葵区鷹匠３丁目６－１　もくせい会館２階

　　　電話：054-249-1818（受付時間９時～12時、13時～16時（土曜・日祝日除く。））

　　　E-mail：mail@fujinokuni-consortium.or.jp